

# 4

## 建築物等の解体工事の実施には建設業許可か解体工事業登録が必要です。

次の建設業許可をお持ちですか？

- ・土木工事業
- ・建築工事業
- ・とび、土工工事業

YES

今お持ちの許可で解体工事を実施できます。  
(登録は不要です)



NO

500万円以上の工事を請け負いますか？

NO

YES



**登録が必要です。**

登録は、工事を行う都道府県ごとに行ってください。その際、次の要件を満たさなければなりません。

①不適格要件に該当しないこと（2年以内に登録を取り消された者でない等）

②技術管理者を選任していること

●技術管理者は、下記1)の実務経験か2)の資格を有していなければなりません。

### 1 実務経験者

学歴	実務経験年数	解体工事業登録		
		[注1] 国土交通大臣 指定講習受講者	[注2] 建設業 許 可	[注3] 建設業 登録
一定の学科 <sup>注1)</sup> を履修した大学・高専卒業者	2年	1年	3年	
一定の学科を履修した高校卒業者	4年	3年	5年	
上記以外	8年	7年	10年	

注1)一定の学科とは、土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は港湾に関する学科を含む。)、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科。

注2)講習については、(社)全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事業施工技術講習。

注3)解体工事施工技士試験は、(社)全国解体工事業団体連合会が実施する試験。

### 2 有資格者

資格・試験名	種 別
建設業法による技術検定	一級建設機械施工 二級建設機械施工(「第一種」、「第二種」) 一級土木施工管理 二級土木施工管理(「土木」) 一級建築施工管理 二級建築施工管理(「建築」、「躯体」)
技術士法による第二次試験	技術士(「建設部門」)
建築士法による建築士	一級建築士 二級建築士
職業能力開発促進法による技能検定	一級とび・とび工 二級とび+解体工事経験1年 二級とび+工解体工事経験1年
国土交通大臣が指定する試験	解体工事施工技士試験合格者 <sup>注3)</sup>